

第4回大宜味村議会臨時会会議録

(第2号) 昭和60年7月9日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和60年7月9日 午前10時00分)

閉 会 (昭和60年7月9日 午後2時18分)

2. 出席議員 (11名)

1番議員 平 良 森 雄 君	9番議員 平 良 実 君
2番議員 金 城 隆 好 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 松 島 重 克 君
8番議員 平 良 蔵 健 君	

3. 欠席議員 (3名)

3番議員 宮 城 功 光 君	6番議員 平 良 俊 政 君
14番議員 玉 城 一 昌 君	

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 新 城 繁 正 君 経済建設課長 平 良 晋 君
企画財政課長 古我知 清 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第2号）

- 日程第1 議案第53号 謝名城林道開設工事請負契約について
日程第2 議案第54号 エーガイ林道開設工事請負契約について
日程第3 議案第55号 塩屋漁港第一護岸工事請負契約について
日程第4 議案第56号 農村総合整備モデル事業農排No.7 整備工事請負契約について
日程第5 議案第57号 農村総合整備モデル事業農道No.11、集道No.29-31、集排No.
42、45、46、52-54、68-74、82-91防災安全施設工事請負
契約について
日程第6 議案第58号 農村総合整備モデル事業農道No.6、集道No.14、17、集排No.
16-19、22、28-31、38-41整備工事請負契約について
日程第7 議案第58号の訂正について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 副議長（松島重克君） 議長が公務出張中でありますので、地方自治法第106条第2項の規定により副議長がその職務を行ないます。

只今の出席議員は11名であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程追加についておはかりいたします。

村長から議案第58号の訂正の申し入れがあります。これを日程に追加し先議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号の訂正の件は日程に追加し先議することに決しました。

村長の訂正理由の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 先日ご提案申し上げました議案第58号につきまして、一部路線が漏れていることに気がつきまして確認いたしましたところ、先日提案した議案の不備であるということになりましたものですから議長に対して差し替を申し入れたところでございます。事務的なミスでございまして申し訳ないと思っております。漏れていた路線は集排No.22でございましてそれを追加いたしております。

○ 副議長（松島重克君） おはかりいたします。

只今議題となっております議題第58号訂正の件はこれを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号訂正の件は、これを承認することに決しました。

日程第1 議案第53号から日程第6 議案第58号までを一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時04分）

再 開（午後2時03分）

○ 副議長（松島重克君） 再開いたします。

○ 村長（新城繁正君） 今朝58号の訂正の説明時に十分意を尽せなかった部分がございますので、この際発言の機会を得まして改めて補足申し上げご理解をいただきたいと思っております。

集排No.22をそう入いたしまして差し替をいたしました。そのそう入につきましての発注者、請負者、工事完成保証人の協議について説明を漏らしておりました。3者協議いたしましてそう入すべきものが漏れていたという確認の上で訂正をいたしまして、この58号議案の訂正ということになっております。十分協議の上了解を求めて差し替をした次第でございますので、その点ご了承いただきまして審議の上議決いただきたく、以上説明申し上げます。

又、去日から今日にかけて大変貴重な提言と受け止めております。今後こういう貴重な時間の浪費のないような、議案については慎重に準備をいたしまして提案いたしたいと思っております。あしからずご了承願いたいと思っております。

○ 副議長（松島重克君） これより議案第53号から議案第58号まで一括して質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって議案第53号から議案第58号までの質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議案第53号から議案第58号までは会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号から議案第58号までは委員会の付託を省略することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午後2時08分）

再 開（午後2時09分）

○ 副議長（松島重克君） 再開いたします。

これより議案第53号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号 謝名城林道開設工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第54号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号エーガイ林道開設工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第55号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号 塩屋漁港第一護岸工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第56号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号 農村総合整備モデル事業農排No.7 整備工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第57号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号 農村総合整備モデル事業農道No.11、集道No.29-31、集排No.42、45、46、52-54、68-74、82-91防災安全施設工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第58号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号 農村総合整備モデル事業農道No.6、集道No.14、17、集排16-19、22、28-31、38-41整備工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後2時16分)

再 開 (午後2時17分)

○ 副議長(松島重克君) 再開いたします。

以上をもって本会議に付議された事件の審議は全部議了いたしました。

よって、昭和60年第4回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 (午後2時18分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会副議長 松 島 重 克

署名議員（4番） 知 念 亀次郎

署名議員（5番） 宮 城 長 雄